

【プレスリリース仮訳（本資料は参考のための仮訳であるため、正確には原文を参照されたい）】

経済のデジタル化から生じる課税上の課題：移転価格税制の簡素化のための利益B報告書の公表及びそれに伴うOECDモデル租税条約コメントリーの改正について

2024年2月19日-OECD/G20 BEPS 包摂的枠組会合（IF）は第1の柱の利益Bの報告書を公表した。これは、特にキャパシティの低い国のニーズに焦点を当てて、基礎的マーケティング及び販売活動に対する独立企業原則の適用の簡素化・合理化アプローチを提供するものである。このアプローチは、アフリカ税務行政フォーラム（ATAF）がOECD移転価格ガイドラインへの「必要不可欠な」変更と表現し、「アフリカにおける移転価格の景色を一変させうる」ものであり、キャパシティの低い国々の要請に応えるように報告書の中で設計されている。本報告書の内容はOECD移転価格ガイドラインに組み込まれる。

いくつかのキャパシティの低い国の報告によれば、これらの国の移転価格の紛争の30%~70%が基礎的マーケティング及び販売活動に関連するものとされている。本報告書の中で合意されたOECD移転価格ガイドラインへの変更は、これらの活動に対して明確なルールのオプションを各国に提供し、多国籍企業に追加的な税の安定性をもたらしつつ、各国の税源の確保や、貴重な税務当局のリソース削減を可能とするものである。

OECD移転価格ガイドラインの既存の条項との線引きとして、利益Bは適格な販売者の売上高営業利益率を決める簡素化・合理化された価格決定フレームワークを提供するものである。このフレームワークは移転価格の紛争やコンプライアンスコストを減らし、税務当局と納税者双方の税の安定性を高めることが期待される。キャパシティの低い国は、限られたリソースやデータ利用可能性に関する問題に直面しており、利益Bが提供する執行上の簡素化からの便益を受けるであろう。

本報告書は、2025年1月から簡素化・合理化アプローチを選択適用する国に対して、執行について2つのオプションを提供し、製造のような特定の非販売活動も行う場合において、利益Bの対象取引となるような状況について説明している。また、コモディティやデジタル製品の販売のような活動は、簡素化・合理化アプローチの対象から除外することも記載している。

本報告書は、経済のデジタル化から生じる課税上の課題に対処するための2本の柱による解決策に関する2023年7月の成果文書に沿って公表されるものであり、これに伴い、第1の柱の下での利益Bと利益Aとの間の相互依存関係（interdependence）に関する更なる作業が多数国間条約の署名及び発効に先立って行われる。

利益BガイダンスのOECD移転価格ガイドラインへの追加は、対応するOECDモデル租税条約第25条に関するコメントリーの変更を伴う。この変更は、利益Bの報告書に含まれた税の安定性及び二重課税の除去に関する特定の記載への道しるべとなるものであり、非導入国にとって、全ての紛争解決メカニズムにおいて利益Bの任意性（optionality）が保たれることを確保することが意図されている。特に、第

25 条に関するコメントリーの改定は、相互協議手続及び仲裁手続の下で検討される事項に関連する場合には、利益 B の報告書の中の特定の指針を考慮し、これに従うように各国及び納税者に対して、指し示すものである。この変更は、第一作業部会によって用意され、IF によって合意されたものであり、公表に先立ち、間もなく OECD 理事会の承認に付される予定である。

利益 B についての更なる情報については、<https://oe.cd/bepsaction1> により入手可能である。

更なる情報や問い合わせについては、移転価格ユニットヘッドの Manuel de los Santos、租税条約、国際協力ユニットの共同ヘッドの Lee Harley、もしくは OECD 租税行政センターの Communication office までご連絡ください。